

定

款

日東化工株式会社

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 本会社は、日東化工株式会社と称する。英文では、NITTOKAKO CO., LTD. とする。

(目 的)

第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) ゴム製品の製造販売
- (2) 樹脂製品その他化学製品の製造販売
- (3) 前各号に付帯する土木工事に関する業務
- (4) 動産、不動産の賃貸に関する業務
- (5) 倉庫業
- (6) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 本会社は、本店を神奈川県高座郡寒川町に置く。

(機 関)

第4条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 本会社の公告は、電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行可能株式総数は、15,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 本会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増)

第9条 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売渡すことを本会社に請求することができる。

2 前項の請求があった場合において、本会社が売渡すべき数の株式を有しないときは本会社は前項の請求に応じないことができる。

(単元未満株主の権利)

第10条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の売渡しを請求する権利

(株式取扱規則)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第12条 本会社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(基準日)

第13条 本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された

株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項その他定款に定める場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第14条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時招集する。

(招 集 地)

第15条 本会社の株主総会は、神奈川県内で開催する。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に差し支えがあるときまたは取締役社長が欠員の時は、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第17条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(普通決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める特別決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、代理人をもってその議決権を行使することができる。

但し、代理人は、議決権を有する株主に限る。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第20条 本会社に取締役 10 名以内を置く。

(選任方法)

第21条 取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

2 取締役の選任は、累積投票によらない。

(任 期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

2 代表取締役は、各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(相談役または顧問)

第24条 本会社は、取締役会の決議によって、相談役または顧問を置くことができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長に当る。

2 取締役社長に差し支えがあるときまたは取締役社長が欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代

わる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の少なくとも3日前に発する。但し、緊急の場合には、更にこれを短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第28条 本会社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第32条 本会社に監査役4名以内を置く。

(選任方法)

第33条 監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって選任する。

(任 期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の少なくとも3日前に発する。但し、緊急の場合には、更にこれを短縮することができる。

2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(常勤の監査役)

第37条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報 酬 等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第40条 本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報 酬 等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第44条 本会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第45条 期末配当金は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。

(中間配当)

第46条 本会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿

に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第47条 期末配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。

(沿革)

昭24.	7.	1	施行
(昭24.6.20創立総会)			
昭24.	8.	10	一部改施
昭24.	10.	28	〃
昭25.	5.	10	〃
昭26.	5.	31	〃
昭26.	11.	29	〃
昭27.	5.	30	〃
昭27.	7.	5	〃
昭28.	5.	11	〃
昭31.	5.	23	〃
昭32.	5.	29	〃
昭34.	5.	28	〃
昭37.	11.	30	〃
昭42.	5.	30	〃
昭44.	11.	29	〃
昭45.	5.	30	〃
昭50.	5.	29	〃
昭51.	3.	30	〃
昭54.	5.	2	〃
昭54.	12.	14	〃
昭56.	3.	30	〃
昭57.	4.	1	〃
昭57.	10.	1	〃
平 3.	6.	27	〃
平 4.	6.	26	〃
平 6.	6.	29	〃

平 1 1.	6. 2 9	”
平 1 4.	6. 2 7	”
平 1 5.	6. 2 7	”
平 1 6.	6. 2 9	”
平 1 8.	6. 2 8	”
平 1 8.	6. 2 8	”
平 2 1.	6. 2 5	”
平 2 4.	6. 2 1	”
平 2 5.	6. 2 5	”
平 2 9.	1 0. 1	”
令 4.	6. 2 4	”
令 5.	3. 1	”